

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	母子保健法による妊産婦または乳児若しくは乳児に対する健康診査に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健情報の利活用関連事務では、デジタル手続法における乳幼児健診の情報について、転居に際して、転居先市町村に電子的に引き継げるよう、母子保健法及びマイナンバー法の改正の必要な措置を講じる。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年6月4日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	母子保健情報の利活用の事務
事務の概要	情報提供ネットワークシステムへの接続について、令和2年度6月マスター適用により、情報連携が開始される。 廿日市市における母子保健に関する以下の事務を適正かつ効率的に執行するため、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)母子保健法による保健指導、健康診査 (2)妊産婦の訪問指導妊娠の届けに関する事務 (3)母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務 これらは、主務省令で定めるものとする。
システムの名称	健康管理システム(母子保健システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児情報管理、妊産婦情報管理	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 49の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第40条の1から11号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第2 69の2項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第38条の3 1から11号
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部子育て応援室
所属長の役職名	子育て応援室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部子育て応援室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市健康福祉部子育て応援室 〒738 - 0024 廿日市市新宮1丁目13 - 1 (直通) 0829-30-9188

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]